

平成25年3月分からの協会けんぽの保険料率は、据置きとなり、変わらない見通しです。

協会けんぽは、大変厳しい医療保険の財政状況の中、健康保険料率について昨年まで3年連続で引上げをお願いし、平成24年度は全国平均10%になっています。

協会けんぽでは、加入者、事業主の皆さまの厳しい現状に鑑み、これ以上の保険料率の引上げは何としても避けなければならないという強い危機感のもと、加入者、事業主の皆さまの保険料負担の軽減に向けて、協会けんぽの財政基盤を強化するための様々な取組みを実施してまいりました。こうした取組みの中で、全国320万人を超える方々からご賛同のお声をいただき、来年度の保険料率は更なる引上げを回避できるよう、各方面に強くお願いしてまいりました。

国の予算編成の遅れから、平成25年度の保険料率の決定も遅れておりますが、協会けんぽとしては現在の保険料率を凍結する方針であり、各都道府県ともに平成25年度の保険料率は据置きとなり、変わらない見通しです。

保険料額表は保険料率の決定後、3月の納入告知書に同封する予定です。

これまで協会けんぽは、各関係方面への要請等を通じて、協会けんぽが被用者保険の最後の受け皿として持続可能な制度となるように、医療保険制度全体の見直しを求めるとともに、当面の措置として、協会けんぽに対する国庫補助割合を20%に引き上げ、また公費負担の拡充等をはじめとする高齢者医療の見直しを求めてまいりました。協会けんぽとしては、加入者、事業主の皆さまからいただいた数多くのご賛同、ご協力のご意見に対して改めて感謝申し上げますとともに、皆さまのご意見が今後の医療保険制度の見直しに反映できるよう、引き続き、国をはじめ関係方面に強く訴えてまいります。

★お問い合わせは、ご加入の協会けんぽ支部へお願いします。

平成25年度『生活習慣病予防健診』&『特定健康診査』のご案内

生活習慣病予防健診 (35歳から74歳までの被保険者様)

協会けんぽへの申込受付が早まります

- インターネットサービス(情報提供サービス)を利用した健診等の申込受付を以下の日程より開始します。

健診対象者データ ダウンロード ▶ 平成25年2月25日(月)から
健診対象者データ アップロード ▶ 平成25年3月1日(金)から
(健診申込)

※インターネットサービスの利用には、事前にID・パスワードの取得が必要です。

- 健診のお申し込みは、手書き用の申込書でも3月1日(金)より受付可能です。

※従来より送付している対象者名を印字した申込書は、印刷の都合上、例年と同様、3月末以降に順次事業主様へお送りします。

※健診機関によっては、3月末まで健診の予約受付ができない健診機関もあります。申込みをするにあたっては健診機関にご確認ください。

特定健康診査 (40歳から74歳までの被扶養者様)

受診券を4月にご自宅へ直送します

- これまで事業主様あてに対象者全員の受診券を送付していましたが、平成25年度より、被保険者様のご住所に被扶養者様の受診券を直接お送りします。

※送付先の住所は協会けんぽに登録されている住所となります。

※平成25年1月時点で協会けんぽに登録されている被扶養者情報をもとに受診券を発券しています。1月以降、新たに扶養になった方は、受診券申請書にて交付申請をいただく必要があります。

- 受診券は、平成25年4月以降に送付します。

※被保険者様のご自宅に郵送できなかった方などの受診券については事業主様宛に送付しますので、被保険者様等を通じ、被扶養者様のお手元に届くようご協力をお願いします。

●健診の内容や健診実施機関の一覧などの詳細は、協会けんぽホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)および、送付予定のパンフレット等をご覧ください。

健康保険給付の支給決定通知書について

平成25年4月から、協会けんぽよりお送りしている傷病手当金などの健康保険給付にかかる支給決定通知書は「封書」から「はがき」に変わります。

退職された方の健康保険証の回収について（事務ご担当者様へ）

資格喪失日（退職日の翌日）以降に協会けんぽの保険証を使用して病院等を受診した場合、無資格受診として、後日ご本人から医療費（保険者負担分）をお返しいただいております。健康保険の資格を喪失される従業員の方の手続きの際、保険証も必ず回収していただきますようお願いいたします。また、ご家族（被扶養者）の保険証もあわせて回収をお願いいたします。

《退職後の健康保険加入のご案内》

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

※健康保険組合に加入している方の任意継続については、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none">■退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。■退職日の翌日から20日以内に手続きすること。（郵送の場合は必着）	<ul style="list-style-type: none">■お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none">■ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。■ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none">■保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍にした額になります。 <p>※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none">■保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。■保険料の減免制度があります。■お住まいの市区町村により保険料額が異なります。	<ul style="list-style-type: none">■被扶養者の保険料負担はありません。

ご家族を被扶養者として手続きされる場合は、被扶養者の収入の有無にかかわらず、生計維持関係を証明できる書類の添付が必要な場合があります。添付書類等の詳細は、協会けんぽのホームページをご覧ください。どうか、協会けんぽ支部までお問い合わせください。

任意継続の申請から健康保険証発送までの流れ

